

令和4年度 文教委員会資料⑬

【議案第104号】

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前						
○川崎市国際交流センター条例 平成6年3月30日条例第3号					○川崎市国際交流センター条例 平成6年3月30日条例第3号						
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）						
1 施設利用料					1 施設利用料						
種別	金額				種別	金額					
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日		
	9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時		9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時		
ホール	3,760円	4,780円	5,900円	14,440円	ホール	3,700円	4,700円	5,800円	14,200円		
会議室	第1会議室	2,130円	2,640円	3,250円	8,020円	会議室	第1会議室	2,100円	2,600円	3,200円	7,900円
	第2会議室	1,420円	1,520円	1,830円	4,770円		第2会議室	1,400円	1,500円	1,800円	4,700円
	第3会議室	1,420円	1,520円	1,830円	4,770円		第3会議室	1,400円	1,500円	1,800円	4,700円
	第4会議室	1,520円	1,830円	2,240円	5,590円		第4会議室	1,500円	1,800円	2,200円	5,500円
	第5会議室	1,520円	1,830円	2,240円	5,590円		第5会議室	1,500円	1,800円	2,200円	5,500円
	第6会議室	300円	400円	500円	1,200円		第6会議室	300円	400円	500円	1,200円
	第7会議室（和室）	200円	300円	400円	900円		第7会議室（和室）	200円	300円	400円	900円
	特別会議室	10,690円	14,250円	17,820円	42,760円		特別会議室	10,500円	14,000円	17,500円	42,000円
特別応接室	2,240円	2,640円	3,250円	8,130円	特別応接室	2,200円	2,600円	3,200円	8,000円		
料理室	1,930円	2,440円	3,050円	7,420円	料理室	1,900円	2,400円	3,000円	7,300円		
レセプションルーム	2,850円	3,460円	4,270円	10,580円	レセプションルーム	2,800円	3,400円	4,200円	10,400円		
交流サロン	710円	910円	1,120円	2,740円	交流サロン	700円	900円	1,100円	2,700円		
茶室	2,950円	3,870円	4,780円	11,600円	茶室	2,900円	3,800円	4,700円	11,400円		
レクリエーションルーム	1,220円	1,520円	1,830円	4,570円	レクリエーションルーム	1,200円	1,500円	1,800円	4,500円		

改正後	改正前																								
<p>備考</p> <p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="170 710 1066 943"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響設備</td> <td>1式、1本、1台その他1単位 1回</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>1式、1台その他1単位 1回</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>舞台設備その他</td> <td>1台、1双、1枚、1キロワットその他1単位 1回</td> <td>10,180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>	種別	単位	金額	音響設備	1式、1本、1台その他1単位 1回	4,070円	照明設備	1式、1台その他1単位 1回	1,520円	舞台設備その他	1台、1双、1枚、1キロワットその他1単位 1回	10,180円	<p>備考</p> <p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="1176 710 2072 943"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響設備</td> <td>1式、1本、1台その他1単位 1回</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>1式、1台その他1単位 1回</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>舞台設備その他</td> <td>1台、1双、1枚、1キロワットその他1単位 1回</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>	種別	単位	金額	音響設備	1式、1本、1台その他1単位 1回	4,000円	照明設備	1式、1台その他1単位 1回	1,500円	舞台設備その他	1台、1双、1枚、1キロワットその他1単位 1回	10,000円
種別	単位	金額																							
音響設備	1式、1本、1台その他1単位 1回	4,070円																							
照明設備	1式、1台その他1単位 1回	1,520円																							
舞台設備その他	1台、1双、1枚、1キロワットその他1単位 1回	10,180円																							
種別	単位	金額																							
音響設備	1式、1本、1台その他1単位 1回	4,000円																							
照明設備	1式、1台その他1単位 1回	1,500円																							
舞台設備その他	1台、1双、1枚、1キロワットその他1単位 1回	10,000円																							